

総行地第9号
総財公第18号
平成25年2月28日

各都道府県知事
殿
各指定都市市長

総務副大臣
坂本 哲志

土地開発公社経営健全化対策について

土地開発公社の経営については、その設立者又は出資者である地方公共団体（以下「設立・出資団体」という。）の責任において健全化が図られるべきものですが、独力では健全化の達成が困難と考えられる設立・出資団体も見受けられることから、「土地開発公社経営健全化対策について」（平成16年12月27日付け総行地第142号・総財地第266号総務事務次官通知）により、経営健全化対策を講じているところです。しかしながら、設立・出資団体の財政事情の変化や事業の見直し等によって保有土地に占める長期保有土地の割合が増加傾向にある等、依然として土地開発公社の経営環境は厳しいものとなっております。

このため、別紙のとおり、新たな経営健全化対策を講ずることとしましたので、十分留意の上、本対策を活用することにより、土地開発公社の経営の健全化に積極的に取り組まれるよう、お願いします。

なお、「土地開発公社経営健全化対策について」（平成16年12月27日付け総行地第142号・総財地第266号）は、廃止します。

おって、貴都道府県内の市区町村に対しても通知願います。

(別紙)

土地開発公社経営健全化対策措置要領

第1 目的

この要領は、地方公共団体が、土地開発公社の経営の健全化に関する計画に基づき、当該地方公共団体の債務保証等により借り入れた資金によって保有されている土地の縮減その他土地開発公社の経営の健全化を促進することにより、地域の秩序ある整備と地方財政の健全性の確保に資することを目的とする。

第2 対象団体

この要領の対象となる地方公共団体は、土地開発公社の設立・出資団体のうち、当該土地開発公社の経営の抜本的な健全化を図る必要がある団体であって、次のいずれかに該当するものとする。

1 第一種公社経営健全化団体

設立・出資団体の財政状況等により当該団体の独力では経営の抜本的な健全化の達成が困難であると考えられる土地開発公社（以下「第一種経営健全化公社」という。）の設立・出資団体

2 第二種公社経営健全化団体

経営の抜本的な健全化が達成されておらず、早急に経営の健全化に取り組まなければ当該団体の独力ではその達成が困難となるおそれがある土地開発公社（第一種経営健全化公社を除く。以下「第二種経営健全化公社」という。）の設立・出資団体

第3 土地開発公社の経営の健全化に関する計画の策定

1 この要領によって第一種経営健全化公社又は第二種経営健全化公社（以下「経営健全化公社」と総称する。）の経営の抜本的な健全化を図ろうとする設立・出資団体は、当該経営健全化公社の経営の健全化に関する計画

(以下「公社経営健全化計画」という。)を定めるものとする。

公社経営健全化計画については、議会への説明及び地域住民への情報の提供により、透明性を確保するものとする。

なお、設立・出資団体が複数である経営健全化公社については、すべての設立・出資団体が共同して公社経営健全化計画を定めるものとする。

2 公社経営健全化計画は、経営健全化公社が、原則として平成29年度までに、平成23年度末に保有する土地のうち設立・出資団体の債務保証又は損失補償を付した借入金によって取得されたもの(以下「債務保証等対象土地」という。)の縮減その他土地開発公社の抜本的な経営健全化を図ることができるように、次の事項について定めるものとする。

- (1) 経営健全化の期間
- (2) 経営健全化の基本方針
- (3) 公社経営健全化計画実施のための体制
- (4) 各年度の用地取得・処分・保有計画
- (5) 債務保証等対象土地の詳細処分計画
- (6) その他の経営健全化のための具体的措置
- (7) 設立・出資団体による支援措置
- (8) 設立・出資団体における用地取得依頼手続等の改善
- (9) 達成すべき経営指標の目標値

第4 公社経営健全化団体の指定等

- 1 公社経営健全化計画は、設立・出資団体の長が作成し、平成25年6月30日までに、都道府県及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「都道府県等」という。)にあっては総務大臣に、市町村及び特別区(同項の指定都市を除く。以下「市町村等」という。)にあっては都道府県知事に提出するものとする。
- 2 公社経営健全化計画の提出を受けた総務大臣又は都道府県知事は、その内容が適当であると認めるときは、平成25年8月31日までに、当該公

社経営健全化計画を提出した設立・出資団体を公社経営健全化団体として指定することができる。

- 3 公社経営健全化団体は、公社経営健全化計画に基づいて経営健全化公社の経営の健全化を図るものとし、積極的な取組により、経営健全化の期間の短縮に極力努めるものとする。
- 4 総務大臣又は都道府県知事は、自らが指定した公社経営健全化団体に対し、公社経営健全化計画の実施に関し技術的な助言又は勧告を行うため、経営健全化の期間中の各年度において、11月30日までに当該年度に係る公社経営健全化計画の実施見込みに係る資料を、翌年度の6月15日までに当該年度に係る公社経営健全化計画の実施状況に係る資料を提出するよう求めることができる。
- 5 公社経営健全化団体は、経営の健全化を完了した場合においては、その旨を公社経営健全化計画の実施状況に係る資料に併せて記載するものとする。

第5 公社経営健全化団体に対する財政措置

- 1 公社経営健全化団体が、公社経営健全化計画を実施する場合には、以下の措置を講ずるものとする。ただし、公社経営健全化団体が公社経営健全化計画に著しく反している場合には、この限りでない。
- 2 公社経営健全化団体が、公社経営健全化計画に基づいて、経営健全化公社の債務保証等対象土地を取得する場合、その保有期間にかかわらず、公共用地先行取得等事業による起債対象とする。
- 3 公社経営健全化団体が、公社経営健全化計画に基づいて、経営健全化公社の債務保証等対象土地に係る資金について無利子貸付を行う場合、当該貸付に係る貸付金の原資の全額を一般単独事業債・一般事業（貸付金）に

よる起債対象とする。

4 特別交付税による措置

- (1) 第一種公社経営健全化団体が上記2により債務保証等対象土地を取得する場合又は上記3により無利子貸付を行う場合には、その調達金利の一部を特別交付税により措置する。
- (2) 第一種公社経営健全化団体が、公社経営健全化計画に基づいて、第一種経営健全化公社の債務保証等対象土地に係る資金について利子補給を行う場合には、その経費の一部を特別交付税により措置する。

第6 公社経営健全化計画の変更

公社経営健全化団体は、災害その他特別の事情がある場合には公社経営健全化計画を変更することができる。この場合において、都道府県等にあつては総務大臣に、市町村等にあつては都道府県知事に、変更された公社経営健全化計画を提出するものとする。

第7 公社経営健全化団体の指定の取消し

経営健全化の期間中のいずれかの年度において、公社経営健全化団体の取組が公社経営健全化計画に著しく反していると認められるとき又は変更された公社経営健全化計画の内容が適当でないとき認められるときは、都道府県等にあつては総務大臣が、市町村等にあつては都道府県知事が、当該公社経営健全化団体の指定を取り消すことができる。

第8 その他

- 1 総務大臣又は都道府県知事は、自らが指定した公社経営健全化団体に対し、公社経営健全化計画の実施に関し技術的助言又は勧告を行うため、その実施に係る資料の提出を求めることができる。
- 2 総務大臣は、都道府県知事に対し、当該知事が指定した公社経営健全化団体における公社経営健全化計画の実施に関し技術的助言又は勧告を行う

ため、当該計画及びその実施に係る資料の提出を求めることができる。